

平成22年度決算に基づく 本市財政の「健全化判断比率」の公表



平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されました。

この法律により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指数としての「健全化判断比率等」を算出し、監査委員の審査を経て議会への報告や住民に公表することが義務付けられました。

この比率が地方公共団体ごとの財政規模から算出する基準値を超えた場合は、財政状況が健全ではないと判断されます。この場合には早急に改善策を講じて、財政が破たんする前に健全化を図ることになります。

今回は、平成22年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

■算出・公表する比率

① 実質赤字比率

一般会計等において歳入が歳出に不足する場合に、この不足額（赤字額）の標準財政規模（※）に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計の歳入不足額（赤字額）の標準財政規模に対する比率であり、市全体の財政運営の悪化の度合いを示すもの。

③ 実質公債費比率

一般会計等の公債費等（借入金

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（借金の残高等）の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

⑤ 資金不足比率

水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

※「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源（市税、普通交付税、譲与税等）の標準的な大きさを示す指標。サラリーマンの収入でいえば、「所定内給与」にあたるもの。

■対象となる会計

地方公共団体には議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上される「一般会計」と、国民健康保険事業や水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う場合の「特別会計」があります。健全化判断比率の算出は、これらすべての会計を対象としています。

さらに、那須地区広域行政事務組合、大田原地区広域消防組合、栃木県後期高齢者医療広域連合など、市が負担金や補助金を支出した団体等も比率算出の対象となります。

■平成22年度の結果

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率については、歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。

実質公債費比率と将来負担比率については、大規模な建設事業のために借入れた借入金の返済または残高が増加したものの、普通交付税の増加や基金の積み立てによって、返済または残高に対する実質的な負担額は減少しており、両比率とも昨年度と比較で下降することになりました。

【平成22年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率】

区 分		① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	⑤ 資金不足比率
大田原市	平成22年度	—	—	12.6%	91.6%	—
	平成21年度	—	—	13.2%	110.3%	—
早期健全化基準		12.53%	17.53%	25.0%	350.0%	
財政再生基準		20.00%	35.00%	35.0%		
経営健全化基準						20.0%

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は赤字や資金不足ではないため「—」で表示しています。

判断区分と取り組み内容

健全段階

- ① 指標の公表
- ② 健全化の維持



早期健全化段階

- ① 財政健全化計画の策定（議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける）
- ② 上記計画の実施状況を議会へ報告、公表
- ③ 早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県からの勧告がある

財政再生段階

- ① 財政再生計画の策定（議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける）
- ② 公共事業の財源としての地方債（借入金）を起こすことが制限されることがある
- ③ 当該計画を推進するための特別な地方債を起こすことが可能となる
- ④ 財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県からの勧告がある

健全化判断比率から判断される本市の平成22年度末の財政状況は、この法律の定める「早期健全化基準」を大きく下回り、「健全段階」でありました。

今後の財政運営

平成23年度は、東日本大震災の影響により、法人市民税等の減少を見込まざるを得ない一方で、大田原赤十字病院建設費補助事業や中心市街地再開発事業、東日本大震災による公共施設などの災害復旧事業などの大型事業の実施により、歳出予算の増加を見込んでいます。さらに、景気は足踏み状態にあり失業率が高水準にあることから、生活保護費は増加し、医療扶助費も年々増加傾向にあります。

このような状況が続くと、今後は

比率の上昇が予想されるところであります。今後も現在の状況を維持しつつも、一層の財政健全化に取り組み、より健全な財政運営に努めます。

問い合わせ

財政課財政係

TEL (23) 8797

笑ってますます健康に「お笑い健康づくり事業」後期

市では、市民の皆様にあつていただくとともに、日常生活の中に笑いがあふれる幸せ度の高いまち大田原を目指し、「お笑い健康づくり事業」を実施しています。



本年度後期の事業として、11月から、「後期お笑い健康講座」(全9回)、

「お笑い健康ライブ」(全3回)の2つを実施します。

「お笑い健康講座」後期受講生募集

笑いに興味を持つ市民の皆様や、医療・福祉の現場で笑いを活用したいと考える関係者の皆様に受講していただきます。

期日

11月25日、12月2日・9日
平成24年1月13日・20日・27日
2月3日・10日・17日

いずれも金曜日、全9回

時間 午後7時～9時

場所 大田原地域職業訓練センター101研修室

内容

①プロのネタを見る観客タイム(30分)

②実践タイム(60分)

・講座の目的、進め方、あいうえお作文

・基礎的トレーニング(瞬発力・アドリブ)

・物ボケ、表現力トレーニング

・基礎的トレーニング(ジェスチャー・ものまね)

・1分ネタ実践

・アドリブ・コント

・トークの練習・集団トーク

・すべらない一人トークの練習

・自己ネタ披露

・お笑い健康ライブに向けての練習など

③ 歓談タイム(30分)

受講資格

市内在住または市内にある事業所への勤務者を優先

募集定員

・一般市民の方 20名

・医療福祉関係者 10名

※応募者が定員総数を上回った場合は抽選。

募集期間

10月17日(月)～11月4日(金)、午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く。

申込方法

行政経営課行政経営係にある所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込み。

受講料 無料

今後の事業予定

「お笑い健康ライブ」

多くの市民の皆様にご来場いただき、笑いを楽しんでいただきます。

期日

12月18日
平成24年1月29日・2月26日

いずれも日曜日

時間

午後2時30分～4時(予定)

場所 市総合文化会館ホール

内容 お笑い芸人3組程度と受講者が出演

問い合わせ

行政経営課行政経営係

TEL (23) 8766